

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年11月25日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年12月8日から同月28日まで縦覧に供する。

平成23年12月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

市名	土地改良事業名	縦覧場所
さぬき市	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）横井地区	さぬき市建設経済部 土地改良課
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）国下池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川原地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（農道事業）末行地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）布勢地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）御田神辺池地区	”